

令和8年度12月補正予算【訂正なし】

科目	計上額（千円）	内訳等	（備考）決議の経費関連
費用弁償	措置不要 （執行見込残で対応）	委員が法律事務所に訪問する際の電車賃 【想定】大磯⇄日本大通り 正副2人 月2回 3か月（1～3月分）で積算 片道939円×2×2人×2回×3か月＝22,536円 → 補正は不要だが決議の経費に追加	22,536
普通旅費	措置不要 （執行見込残で対応）	職員が法律事務所に訪問する際の電車賃 【想定】大磯⇄日本大通り 職員1人 月2回 3か月（1～3月分）で積算 片道939円×2×1人×2回×3か月＝11,268円 → 補正は不要だが決議の経費に追加	11,268
事業委託料	1,188 （繰越明許設定） （R8～R9） （R8：264千円） （R9：924千円）	R8～R9年度（繰越明許） 100条調査に係る法律支援事業委託料 契約期間：R9年1月～R9年6月 【想定①】委員会の運営に係る法律相談・法的助言等 月2回×3時間×6か月（R9.1～6月）＝36時間 【想定②】報告書作成に係る法的助言等 1日6時間×3日分＝18時間 【想定単価】20,000円（税抜）／1時間 時間数…36時間＋18時間→54時間×20,000円×1.1＝1,188,000円 →決議の経費に追加	264,000
会議録音データ反訳委託料	措置不要 （執行見込残で対応）	特別委員会の議事録作成に係る委託料 5日以内納品単価で積算。税込。 ①当初想定 18,000円／60分×120分×月1回×4か月（10・11・1・2月）×1.1＝158,400円 ②変更想定 18,000円／60分×120分×4か月（10・11・1・2月）で7回 ×1.1＝277,200円 決議案提出時は、①当初想定で経費を「16万円以内」とした。 ②変更想定で会議回数を4回から7回に増→決議の経費に差額を追加。 財務上は、執行見込残（297,341円）があるため、補正措置は行わないこととする。	277,200
	1,188		575,004

令和8年度の経費を「16万円以内」としたため、「16万円以内に41万6千円を追加し、576千円以内とする」と修正決議。
12月議会で、決議案の修正案を提案し対応。

令和9年度当初予算【訂正あり】

科目	計上額（千円）	内訳等	（備考）決議の経費関連
費用弁償	23 （例年分に上乗せ）	委員が法律事務所に訪問する際の電車賃 【想定】大磯⇄日本大通り 正副2人 月2回 3か月（4～6月分）で積算 片道939円×2×2人×2回×3か月＝ <u>22,536円</u> 決議の経費に追加	22,536
普通旅費	12 （例年分に上乗せ）	職員が法律事務所に訪問する際の電車賃 【想定】大磯⇄日本大通り 職員1人 月2回 3か月（4～6月分）で積算 片道939円×2×1人×2回×3か月＝ <u>11,268円</u> 決議の経費に追加	11,268
事業委託料	措置不要 （繰越明許で措置済）	R8～R9年度（繰越明許） 100条調査に係る法律支援事業委託料 【正】契約期間：R9年1月～R9年6月（追記） 【想定①】委員会の運営に係る法律相談・法的助言等 ——【誤】月2回×3時間×5か月（R9.1～5月）＝30時間 【正】月2回×3時間×6か月（R9.1～6月）＝36時間 【想定②】報告書作成に係る法的助言等 1日6時間×3日分＝18時間 【想定単価】20,000円（税抜）／1時間 ——【誤】時間数…30時間＋18時間→48時間×20,000円×1.1＝1,056,000円 【正】時間数…36時間＋18時間→54時間×20,000円×1.1＝ <u>1,188,000円</u> →決議の経費に追加	924,000
会議録音データ反訳委託料	238 （例年分に上乗せ）	特別委員会の議事録作成に係る委託料 5日以内納品単価で積算。税込。 18,000円／60分×120分×月2回×3か月（4・5・6月）×1.1＝ <u>237,600円</u> →決議の経費に追加	237,600
	273		1,195,404

R8・R9合計で 1,770,408

令和9年度の経費を「1,196千円以内とする」と修正決議。
3月議会（最終日）で、決議案の修正案を提案し対応。